

## 平成 19 年度第 7 回上田西部地域協議会会議録

日 時 平成 19 年 11 月 19 日（月） 午後 7 時から 9 時 10 分

場 所 西部公民館 1 階大ホール

出席委員 表委員、金井委員、鈴木委員、滝沢委員、中島委員、祢津委員、原委員、  
藤澤委員、宮下委員、村山委員、母袋委員、森泉委員、横沢委員、和田委員

市側出席 小相沢都市計画課課長補佐、嶋田都市計画課主査

渋沢まちづくり協働課地域振興政策幹、小宮山まちづくり協働課課長補佐

### 1 開 会（渋沢地域振興政策幹）

### 2 会長挨拶（宮下会長）

本日の会議は、会議次第にもございますとおり、大きく分けて 2 つございます。市の担当課の方からそれぞれご説明いただきまして、私共の地域協議会としてあるべき道を探っていきたいということでございます。

信濃毎日新聞、信州民報、東信ジャーナルの新聞のコピーを事務局で配って頂いてありますが、地域づくりの補助金につきまして、市で新たに元気なまちづくり事業として、約 4,500 万程の予算を進めていきたいということでもあります。その事業を審査するのは、上田市の 9 つの地域協議会で、審査し提言をして意見を申し上げることになっております。そういうことになりますと、私共地域協議会の一人一人が、非常に将来を決定するような大きな役割をここで担っているのではないかと思うわけでございます。私共が今まで会議の中で勉強してきたことや見たり聞いたりしてきたことを含め、西部地域協議会として来年以降のまちづくりはいかにあるべきか、というようなことも念頭に入れながら、毎回会議を進めてきたわけですが、いよいよ地域協議会も役割が具体化してきたのではないかと考えております。

今日は、まちづくり協働課から地域の予算、それから都市計画課の方は都市計画マスタープランの地域別構想ということで、いずれも大変大きな課題であるわけです。説明等お聞きしながら、分からないことはどしどしご質問し、意見交換をしていただければ、大変ありがたいと思います。

### 3 会議事項

#### (1) 地域予算について

(宮下会長)

(1) の地域予算について議題といたします。担当課からご説明をお願いします。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

地域予算についてご説明申し上げます。お手元に「地域振興事業予算」のフロー図、

新聞のコピーを用意させていただいております。また今後補助制度を統一して、平成 20 年度から進めてまいりたいと考えております「わがまち元気いっぱい事業」の案ということで、お示しさせていただきたいと思っております。

経過でございますが、まず新聞記事をご覧いただきたいと思っております。10月24日に一斉に新聞報道されたわけですが、平成 20 年度から地域予算を導入していきたいということで、前日の 23 日に市長から記者発表がありました。この内容については、地域予算に限定したわけではなく、今後進めていく地域内分権の方向性として記者会見を行ったところでありまして、加えて予算編成方針についても説明させていただいたということでありまして、その中の施策の一つとして、地域予算の導入ということでございます。

地域内分権を進める中の一つとして、地域予算を設定したわけですが、具体的には、8 つ程地域内分権を進める施策を掲げております。その中の 1 つが、地域自治センターの機能の強化ということであります。今後検討していかなければならない課題でありますけれども、ただいま旧 3 町村につきましては、総合支所機能を持っております。もう一つが、まちづくり活動拠点、それから地域協議会、この 3 点セットが地域自治センター機能と言われるものであります。

旧上田市の 3 支所におきましては、地域自治センター化しておりますけれども、一応支所機能ということになっております。住民サービスにつきましては、本庁の職員が兼務しており、出向いてサービスの充実を図っているところであります。それから上田中央公民館、それからこちら西部公民館、城南公民館につきましても、今後必要であれば、支所機能を持たせていくというような方向性も考えております。このことにつきましては、今後充分検討したうえで、決定していかなければならないと考えております。

また地域協議会の機能の充実ということで、具体的には、まず地域予算への意見提出、それから先程会長からもご紹介のありましたわがまち元気いっぱい事業の審査の役割を担っていただくということであります。そういう任務が増えるということでありますので、現在日額の報酬制をとっておりますが、年額制に改正していきたいと考えております。次回以降、案についてはお示しできるかと思っておりますけれども、3 月を目途に条例の改正をしていきたいということであります。

それから地域協議会には、もう一つの機能がありまして、正副会長会で組織しております連絡会議がございます。この連絡会議につきましても、全市的なまちづくりの補助事業の審査に対しては、そこで審査を行っていただくというような機能を持たせたいということで、こちらについても明確な位置付けを条例の中で行っていきたいということであります。

もう一つとして、上田市地域振興事業基金がございます。地域予算の中で具体的にご説明申し上げたいと思っておりますが、その活用方針を策定して、基金の用途を明確にしたうえで、活用を図っていただきたいということであります。もう一つが、先程からご説明申し上げております 4 市町村にあった旧事業について統一を図って、わがまち元気い

っぱい事業として充実をしてみたいというものでございます。

それから 5 番目でございますが、まちづくり活動拠点の整備でございます。今年度豊殿地域自治センターにおいて改修を予定しております。予約をしないで、フリーに地域の皆さんが集えるような情報交換、情報共有ができるような場を提供していきたいというものでございます。

それからもう一つが住民自治組織の設立推進ということで、自治会、地区自治連を核といたしまして、今後検討して補助金、交付金を整理しながら、自治組織に自己決定、自己責任を負っていただくというような組織の設立を考えていきたいというものであります。それから地域活性化への支援ということで、地域担当職員を今後検討して、派遣、設置していきたいというものであります。

残る地域予算でございますが、別紙の地域自治振興事業予算のフロー図でご説明申し上げます。まず地域予算の主な財源となります地域振興事業基金であります。合併時 4 地域から持ち寄った基金がございます。通称「持寄分基金」でございますが、現在の残高が、上田地域は 2 億円、丸子地域は 4.9 億円、真田地域が 2.2 億円、武石地域が 3.8 億円でございます。それと合併後、平成 18 年度、19 年度と 2 ヶ年で、新たに合併特例債により造成いたします 36 億 5,400 万円がございます。この基金の活用により、地域の活性化、地域振興を進めていきたいというものでございます。具体的に持寄分の基金でございますけれども、こちらを合わせますと 13 億円程になります。こちらの活用の方針であります。取り崩して各地域における振興事業等に活用していただくというものであります。もう一つ新規で積み立てました 36 億でございますが、現在のところ総務省から、取り崩しについては返済が終わったものについて取り崩しできるが、そうでないものは取り崩して活用はできないという見解が出ておりますので、利子、果実を利用して地域振興に充てていきたいというものであります。現在国債、政府保証債、それから公募型の地方債を買い付けまして、年間約 4,500 万を 10 年くらいは保証されると思っておりますけれども、このくらいの利子が発生して活用できるというものでございます。持寄分の基金の取り崩し分と新市で造成した果実が財源となって、主に地域振興の事業に充てていきたいというものであります。当然事前に住民の要望等はお受けいたしますが、その中で各地域自治センターで順位付け等を行いながら進めていくわけでありまして、地域協議会の意見を聴取してみたいというものでございます。

フロー図の上段になりますが、本庁との調整、地域自治センター（直接要求）とあります。主には合併した 3 町村の地域自治センターが該当いたしますが、直接財政課へ要求ができるという仕組みであります。この内容につきましては、決定した段階でお示ししたいと思っておりますが、例えば合併によって制度が統一されて負担が増えるとか、そういうものに対して補填をしていくような事業を想定しております。直接要求ができて、地域協議会への報告を義務付けるというものであります。

中段が「わがまち元気いっぱい事業補助金」の制度であります。予算査定までは、ど

のような事業が出てくるのかは、住民提案型ですのでわかりません。予算付けの段階では、このような活用をしてみたいということで、地域協議会にご報告申し上げて、当該事業年度に入り申請があった段階で、各地域協議会を開催させていただき、審査していただくものであります。

一番下の部分になりますが、こちらは今まで通り一般財源を利用しまして、土木の単独事業予算、それと土地改良の単独事業予算、こちら現在枠で各担当課のへ配分されているわけですが、こちらも合併した3町村の地域自治センターにおいて、土木費から土地改良事業費に充てるというように、予算要求の段階でセンター長に裁量権を持たせるものであります。上田地域については、今まで通りというふうに考えていただいて結構かと思えます。こちらについても、例えば上田地域の西部地域協議会の範囲内において、要求が行われるものであれば、地域協議会へ報告をさせていただくというような仕組みであります。主にはこの3本柱ということであります。

わがまち元気いっぱい事業補助金であります。平成20年度に向けた自治会に対する補助制度の資料をご覧ください。現行制度でございますが、地域づくり事業として、現在は上田地域、丸子地域、真田地域それぞれ別々の制度で運用しております。上田が元気な地域づくり事業補助金、丸子が住民提案型事業補助金、真田が特色ある地域づくり事業補助金、武石は上田地域の地域づくり事業補助金の制度を利用しております。各々対象内容、活動範囲、補助率、限度額、補助期間等については、記載のとおりでございます。これを「わがまち元気いっぱい事業補助金」ということで統合させていただき、元気なまちづくり事業という仕分けと元気なふるさとづくり事業という仕分けにしまして、地域からの申請、自治会からの申請、地区自治連等からの申請を受けて、活用を図ってみたいというものであります。

補助率等につきましては、現行制度で記載しておりますが、今回は10分の6とか10分の8とかという制度ではなく、地域協議会にお諮りし、この該当の経費については良いだろうという決定がされれば、その費用の積み上げの100パーセントを補助していきたいというものであります。限度額につきましては、現在検討中でありまして、計画であれば30万円程度、実践の活動であれば100万円程度というものを目安に考えております。

裏面ですが、新年度に入る前に募集していかないと、間に合いませんので、2月か3月頃には、市民の皆さんに周知を図って募集をしていきたいと考えておりますが、現段階ではこの案についても未定でございます。元気なふるさとづくり事業につきましては、市長のマニフェストにもありますとおり一地区一価値ということで、主には自治会、地区自治連単位で申請いただき、3年間くらいを目処に事業を実施していただきます。あくまでも継続性があることが条件になると思えますが、そのような形で考えております。

地域内分権の推進、その施策の一つである地域予算についてご説明申し上げましたが、若干わかりにくい点もあろうかと思えます。お出しできる資料が、まだ確定しているわ

けではありませんので、明確なものがお示しできなく申し訳ございませんが、要綱等決定した段階で、再度委員の皆様にご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(宮下会長)

ありがとうございました。地域予算の中で、まちづくりの補助金等も含めてお話を頂きましたが、今の説明に対しましてご質問、ご意見ございましたらお出してください。どんなことでも結構ですから、分からないことなど遠慮せずお聞きください。私共地域協議会メンバーの中に、お二人の自治会長さんがおられます。元気な地域づくり事業補助金等の中で、やはり自治会が主体となって推進するようなことも結構入ってきております。自治会長さん方いかがでしょうか。

(中島委員)

具体的に予算の振り分けがどのようになっているのかわかりづらい。各地域ごとに金額が割り当てられているということか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

新市で造成した基金の果実が 4,500 万くらい出るということで、出た段階でそれを地域割し、人口割、自治会数で算出した地域協議会のエリアごとの金額はお示しできるかと思えます。それをもって地域協議会の中の予算限度額が示されると思えますが、ただそれがすべて地域から申請が上がってくるかどうか分かりません。持寄分基金を取り崩して使う事業については、本庁の財政課サイド若しくは担当課サイドで、取り崩してこの事業に充てたいという場合もありますし、地域協議会からの意見でこのようなものに使ってもらいたいという意見が出て、それを受けて事業に使うというケースも出てくるかと思えます。取り崩し分の金額については予想ができませんので、全体的な予算枠は、現段階で新市において造成した基金の果実しかはっきりしたことは言えない状況でございます。

(中島委員)

今のシステムの中で、自治会からの提案型でこうして欲しいという意見が上がっていくとして、地域協議会としても同じように提案していくという形が採れるということか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

地域協議会の委員さんが集まって、提案型事業の申請をすることはできます。ただし、審査機能の中に、申請側の委員さんが入るのは好ましくないと思っております。地域協議会の委員さんが申請したものについて審査する場合は、席を外していただく可能性もございます。

(中島委員)

基本的に地域協議会は審査を行うだけで、提案することはないと思っておりますので、質問させていただいたところである。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

わがまち元気いっぱい事業は、あくまでも審査を経て、申請に対して補助金をお支払いし、申請者が事業に活用するというものであり、実質的には全て審査を受けることになります。

(金井委員)

フロー図の中に本庁担当部とあるが、具体的にどこが担当するのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

地域協議会の審査が入るわがまち元気いっぱい事業につきましては、各地域協議会の所管課若しくはまちづくり協働課が担当いたします。一般財源を使った生活関連予算につきましては、主には土木課、土地改良課ということになります。直接要求をする部分につきましては、担当課の想定ができませんので、あらゆる担当課が対象となってくるということでもあります。

(金井委員)

秋和で15人くらいのグループが、北国街道のみちしるべ、遺跡等の整備を行っているが、地域協議会へ要求して予算取りもできるということによろしいか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

あくまでも申請は、一旦は市で受け付け、その審査を地域協議会にお願いしたいということでもあります。申請内容等を地域協議会でご説明し、経費についても明確にして、例えばこの部分の経費については、補助対象としては適当ではないのではないか、またこの事業についてはこの補助金を交付することは適当ではないのではないか、といった地域協議会としてのご意見をいただき、市はその意見を参考とさせていただき、決定してまいりたいというものであります。

(金井委員)

地区内の皆さんが散策するコースが傷んでいるので、アスファルトを敷きたいという場合、これまでは自治会が要望書を作成し、土木課へ申請していたが、そういう問題も一旦市へ提出して地域協議会にフィードバックされるということか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

事業的な内容を精査した段階で、例えば業者が入らないとできないというような場合につきましては、担当課がございまして、今まで通り担当課に予算化してもらい、市として補助金を出すなり、市が実施主体となってこれまで通り進めていく。今回の事業は、あくまでも市民の皆さん同士の共同事業ということで、汗をかいてもらう部分についてはお払いできないが、例えば原材料などに対しては補助し、支援していくことができるというものであります。

(鈴木委員)

北国街道の道しるべを作りたいという場合、看板は今回の事業の補助で作って看板ができたからみんなで立てようかという事業であれば、対象となるということか。

蛍の事業をもう少し大きくしようということで、地区自治連で取り組み、地域の住民

も参加して一緒に作業をしようという場合、お茶代とかご飯代は申請できないが、土木に係るものとか、業者が一日くらい来てブルドーザを使用するといった場合は、予算が出るということか。あくまでも住民が主体になって進めるという場合には、ある程度決められた予算の中で、西部地域協議会の審査が通れば、使えるということではないのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

市の方であくまでも事前審査はさせていただくが、地域協議会で、この事業は補助金を使って進めるべきものかどうかというところからご審議いただき、経費的にも審議いただきまして、この金額であれば妥当ではないかといったご意見をいただくものでございます。

(鈴木委員)

審査については、市で申請内容がこの事業に合わないから落とすという場合、市の方で落としましたということで、地域協議会へ報告されることでよろしいか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

今想定しておりますのは、市では、事業には適さないという落とし方はいたしません。例えば違う補助事業があるから、そちらの事業を使ったらどうですか、といった紹介はさせていただきます。あくまでも地域協議会にお諮りして、適当でないという意見が出れば、違う方策を見つけていただき、支援できるものなら支援をしていきたいという考えであります。

(鈴木委員)

一生懸命取り組もうとする自治会に対しては、予算面でも支援をしていくという仕組みだと理解していいのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

平成 19 年度は、全市的にこの事業に係る予算は 1,000 万程度である。それが平成 20 年度から、4,500 万に増えますので、かなりの地域振興につながると考えております。詳しい内容については、現在検討中ですので、一地区一価値をどのように申請して、どのように登録していくのかといったことにつきましても、決まった段階でお示ししていきたいと考えております。

それと審査機能が入りますので、どういう観点で審査したらいいのか、なかなか難しい次元だと思いますので、適宜講師を呼んで、講習会を開催していきたいと考えております。

(宮下会長)

この地域振興事業の予算のプロセスを示してもらったが、地域協議会の意見聴取はいつごろになるのか。地域協議会へ報告があって、それを審査して、予算執行になっていくわけであるが、我々委員が関わっていくのはいつごろになるのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

意見聴取の段階については、初年度ということもあり、今月末が来年度予算編成の締

め切りとなっている。予算編成の締め切りを待って、直接要求の部分が出てきた、土木費の調整をこうしたいというものがありましたら、逐次地域ごとにご説明申し上げ、お諮りしたいと思っております。

わがまち元気いっぱい事業は、現在出てきておりませんので、事業的な説明ができませんので、地域協議会の意見聴取につきましては、例えば地域的な予算枠が決まってきた段階で、このくらいの予算になりますということでお示してまいりたいと思っております。実際には、平成 20 年度に申請が出てきて、こういった申請が出てきておりますということで、会長にお預けし、お諮りいただくこととなります。

(宮下会長)

この事業については、どの程度地域住民に情報として伝わっているのか。

(小宮山まちづくり協働課長補佐)

要綱改正をしておりますので、具体的なものはお示しできない段階にあります。

(宮下会長)

今度の議会へ提案して、承認を受けてからということになるのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

要綱の改正ですので、12月議会の閉会を待たなくても、12月半ば頃には、要綱改正ができると思われます。

住民要望に対して今考えていることは、今まで進めてきたようなPRの方法では、一般の方からの申請がなかなか出てこないと思われますので、募集をかける前に広報や公民館だよりなどを通じて、PRし周知させていただき、大勢の方に利用していただけるよう努力してまいりたいと思っております。

(宮下会長)

上田市は自治会連合会がしっかりしているので、連合会へお願いして、まず住民一人一人にこの事業を理解してもらい、わがまちでもこういうことを進めようということが持ち上がってこない、絵に書いた餅になってしまう。まずしっかりPRをしていただくことが大切だと思う。

(横沢委員)

今まで何らかの助成金や補助金が出ていたものをこういうふうにするという形なのか。今までどういうものに対して補助金が出ていたのか。例えば自治会へ出ていた補助金が、この事業の計画として申請しないと貰えなくなるということはあるのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

自治会に対する交付金等は従来通りであり、それ以外に自治会や地区自治連、地域のグループから提案型で出させていただき事業に対する補助というふうに解釈していただきたいと思っております。かなりハードルを下げて、申請し易いようにしていきたいと考えております。

(藤澤委員)

北国街道の整備等については、私共も 20 年来いろいろと取り組んでおり、景観等の保持のため、関係方面からも市へさまざまな願いをしてきたが、あまり興味を示してくれず、一部材料費をいただいただけである。結局自分達の手で守ってきた結果、現在は観光客が来て、喜んでくれるという状況にある。価値観の物差しのようものを明確にしていなければありがたいと思う。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

審査については、地域協議会の意見を核にしていきたいと思いますので、市が事前にこれはいい、これはダメといった見方はいたしません。ただ市が主体として、予算付けをしていくべきものかどうかという判断については、市の担当課と協議して、そういう事業が想定される場合には、現在事業を進められており、これから広げていこうとする段階に入っていれば、皆さんの協働事業ではなくて、市が主体で行う政策的判断のもとに行われる事業ということで、少しお待ちいただくようになります。限度額的には、どんなに多くても、100 万円は超えないと思います。あくまでも協働事業として捉えているので、汗をかいていただいて、皆さんで取り組むというものについては十分支援をしていますが、業者に丸投げの発注事業に対しては、地域協議会でもそれは違うのではないか、という意見が出るとおそれるところであり、そういったものについては、補助金の交付はできないこととなります。

(横沢委員)

対象となる事業を見ると、今まで公民館活動として進めてきているスポーツやレクリエーションも入っているようだが、そういったものについても、市へ申し入れるということか。

(渋沢地域振興政策幹)

現在モデル分館事業というものがあり、平成 18 年度から 3 年間ということで進めており、平成 20 年度で終了する予定である。このふるさとづくり事業や元気なまちづくり事業については、分館長会議などでも周知していきたい。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

市では、補助事業を各課で進めております。この事業を始めますと、違う補助事業とバッティングする場面も想定される。実際には、進めていく段階で調整させていただくということで、ご了解いただきたいと思います。

(鈴木委員)

今回の発案には賛成だが、もう少し予算査定の時に、地域協議会と市側がある程度同人数程度出席し、お互いの議論とか経過がわかるように、予算査定と審査の段階で話し合える場を設けてもらえれば、もっとこの事業が分かり易い方向へ進むと思う。いずれにしても、自治会活動を一生懸命進めていかないと、この予算を使えないということになるので、自治会の活動を一生懸命進める地区とそうでない地区の差がかなり出てくような気がする。それは出て仕方がないという考えの上で進めるということですね。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

確かに差は出てくると思うが、それは地域振興を活性化していくかどうか、という考え方になる。そういう高まりがあった地域に対しては、枠外の補助金まで使わせてもらいたい、という調整を私共で図ってまいりたいと思っております。ただ極端にバランスを崩すことはできないので、そのあたりの調整は図ってまいります。

(鈴木委員)

北国街道とか東山道とか、これから補助金を申請することによって、もっと先へ進んでいくということで理解してよいか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

ただ一つ、今まで収支が採れて進めてきた事業に対して、どのように判断するかということが難しい面である。最初は、あくまでも新規事業を対象に考えていたが、なかなか新規に事業を考え出すということは難しい面もあり、既存の事業を進めていく中で、財源的に乗せられない分についても、今後考えていかなければいけないと思っております。自分達でお金を出してでも、地域的に進めていくべきものなのか、といったことについても、この協議会で審議していただければと思います。

(宮下会長)

わがまち元気いっぱい事業募集のお知らせの中に、対象者が5人以上で、地域の世代間の連帯を高める事業、例えばスポーツレクリエーション等による広域的な事業とあるが、市ではどのようなものを想定しているのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

他の自治体の補助事業なども参考にさせていただいたところであるが、確かに5人集まって、5人が自己満足するために行っているという事業に対しては、補助対象とすることはできないが、対象となる事業例の中で、地域間、世代間の連携感を高める事業ということで、想定をさせて頂いたところである。今の段階では、具体的に何が出てくるのか、私共も興味のあるところではあるが、なかなか想定は難しいと思っております。

(横沢委員)

例えば5人以上集まってテニスなどのスポーツクラブを作り、そこに高齢者も若者も入っていればいいという解釈か。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

お年寄りから子供まで垣根を作らず募集してという形であれば、問題ないが、10人集まってその中で楽しくスポーツをしたいからというものについては、地域協議会の皆さんにご判断を頂き、適当でないと思われるのであれば、そういった意見書を添えていただければよろしいかと思っております。ただし、それが地域協議会で良いと判断されれば、市といたしましては、補助はし易いということになります。

(横沢委員)

自治会の中だけで行うスポーツも該当になるのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

該当になります。あくまでも西部地域協議会の対象地区内ということであります。

(宮下会長)

各団体や 5 人以上のグループから事業計画が出てきた場合、私たち委員が審査することになるが、その審査基準はどこにあるのか、あらかじめ教えて頂きたい。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

先程も申し上げたとおり、審査の基準は、ほぼ出来上がっております。3 月を目途に、新しい委員さんが選出されると思いますので、その段階で講習会等を開催させていただき、公平に審査するためには、どのような視点で審査を進めるべきかについて、お示していきたいと思っております。

(宮下会長)

この事業のための我々協議会の勉強会も予定されているという理解でよいか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

4 月に入りスムーズに審査が進められるよう、3 月に設定させていただきたいと思いません。

(宮下会長)

今日のところは、当然すべてご理解いただくことには無理がありますが、新聞のコピー等にも掲載されておりますので、ご覧いただき、疑問な点については、次回の会議で、こういう問題があるというようなことを意見としてお出しただければと思いますので、よろしく願います。それでは(1)の会議事項につきましては、以上で終了とさせていただきます。

## (2) 都市計画マスタープラン地域別構想について

(宮下会長)

(2)の都市計画マスタープラン地域別構想について、議題といたします。都市計画課から願います。

(小相沢都市計画課課長補佐)

都市計画マスタープランの地域別構想につきましては、前回まで地域の課題や方針につきまして、委員の皆様からご意見をいただきありがとうございました。お手元の資料にございますが、いただいたご意見、また総合計画や前回の都市計画マスタープランに記載されている方針につきまして、まとめさせていただいております。また、地域に重点を置いて文章化する部分につきましても、案としましてまとめさせていただきました。

本日は第3回目となりますが、皆さんにご協議、願います事項等、3点ほどございます。まず1点目としまして、今まで意見をまとめさせていただきました内容を確認いただきたいということが1点目でございます。2点目として、地域に重点をおいて記載して

いる事項につきまして、ご協議をお願いしたいと思います。総合計画の地域別方針にもございましたが、地域におきまして特徴的で重点を置くまちづくりの方針や地域の将来像につきまして文章化し、地域別構想の冒頭の部分へ掲載していきたいと考えております。また 3 点目としまして、当初 4 つの重点課題を説明させていただきました。都市計画区域の見直し、用途地域の見直し、都市計画制度の活用、都市計画道路の見直しの 4 点でございますが、西部地域に関係しますその課題につきまして、ご説明申し上げ、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

また、本日を含めて 3 回にわたり、将来の地域のまちづくりにつきまして、ご意見をいただいております。ここで少し時間を頂きまして、今後記載していく項目等につきまして、庁内の関係各課と調整をさせていただきまして、具体的に記載していく内容等検討させていただきたいと思っております。また庁内の調整の結果、具体的な記載が難しい項目や表現が変わる点が出てくるかと思っておりますが、その点につきましてはご容赦をお願いしたいと思います。新年になりまして素案等をまとめたものを皆様にご覧いただきまして、改めてご意見をいただきたいと思っておりますので、そのような予定でお願いしたいと思います。

それでは、まず 1 点目の今まで出していたいただきましたご意見をまとめたものを確認させていただきたいと思っております。

- 資料 1 上田西部地域 地域別構想の主要項目まとめ（案）説明 -  
地域別構想に記載する方針について

（宮下会長）

今ご説明いただきましたが、今まで私共が話をしてきたことを文書化して、列挙していただいたということでございます。例えばこの項目が落ちているとか、もう少しこのあたりを強調して欲しいとか、そのようなことがありましたら、お出しいただきたいということでございます。重複しており 2 つを 1 つにして、もっと強調した方がいいのではないかとこのものがありましたら、お出しいただければと思います。

（小相沢都市計画課課長補佐）

今回出していただいた意見と前回のマスタープランが重複している部分がありますので、それをまとめたりする作業は今後進めます。各事業につきましても、庁内で調整をいたしまして、事業名の掲載等検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

（宮下会長）

1 番から 3 番まで項目別にありますが、どれも我々の地域として大変重要な部分を占めているわけでありまして。都市基盤、地域資源の保全、生活環境の形成方針とこれからまちづくりの基本になるものが掲げられているが、ご質問、ご意見ございましたらお出し

ください。

(藤沢委員)

卸団地の機能が最近衰退しており、行政でも PR 等して空いたところへ入ってもらえるよう何らかの取り組みも必要と思われ、団地内が歯抜けの状態となっている。

(金井委員)

この問題は、行政の方へ課題として出している。しなの鉄道の秋和駅をつくり、卸団地を東京の築地市場のように、企業を集めて活性化し、人の交流を盛んにするなど計画的な取り組みを要求しているところである。行政側で卸団地活性化に対する取り組みについて PR して欲しい。

(小相沢都市計画課課長補佐)

特別業務地区で卸売団地となっているが、都市計画的には、一定の規制をしながら推進を図るという面ではしか対応できないわけですが、そのようなご要望がありましたことを商工課へお伝えいたします。

(宮下会長)

明日からすぐにでも手をつけていただきたい課題もあり、また時間と予算がかなり必要となる課題もあります。道路行政は 50 年がスパンだと言われております。難しい問題も絡んでおりますが、交通問題も安全な暮らしを確保する うえでは、大変重要な問題でございます。私共の孫やそのまた孫まで続いていく話でございますので、今重要な時期にあることを、皆様方お一人、お一人がご認識をいただいたうえで、ご議論をいただければと思います。先程ご説明いただいた内容でよろしいでしょうか。

了承

(小相沢都市計画課課長補佐)

2 点目のお願い事項でございますが、総合計画の地域まちづくり方針にもありますとおり、冒頭に地域の特色、目指す姿、こんな地域になってもらいたいというようなことをまとめまして、掲載したいと思っております。

- 資料 1 上田西部地域 地域別構想の主要項目まとめ(案)説明 -  
西部地域の将来像について

(宮下会長)

今将来像について大変重要な部分をご説明いただきましたが、これはまちづくりのバックボーンになる部分だと思えます。私共の将来の姿がここに集約されているのではないかなと思われまます。皆さん方の忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

(宮下会長)

基本的なことがここに謳われているが、これを具体化して安心安全のまちづくりがどこにあるかということは、そこに生きている人たちの意見、経験によってもだいぶ違ってくるのではないかと思う。我が西部地域は、将来像を見据える中で、その辺のところを更に詰めていかなければならないし、身近な問題として取り上げて、行政へ予算から全てお願いするのではなく、地元住民自らが共に汗をかくことが大切であると思うし、まちづくりの原点はそこにあるのではないかと思う。そのあたりを踏まえて、将来の西部地域はどうあるべきか、ということを実際に議論いただきたいと思います。ご意見ございましたら、お出しください。

(原委員)

地域にやはり目玉のものがあって、それによって集客できるというのが商業の観点からの考え方である。特に西部地域にしかないもの、沓掛酒造はいい例であるが、そういったものを目指して来る方々に、地域を利用していただく形が理想である。この地域ならではの産物を、住民皆で企画し、新たに作り商品展開をして、最初は地域を中心に販売するが、やがて全国展開していくことができれば、より多くの方々にこの地域を訪れていただけるようになると思う。まち並みを作ってから商品を作るのではなく、商品を作ってから人を呼んで、まち並みを活性化するという逆発想も、大切だと思う。地域の農家、商店等を巻き込んで、生産展開、商品展開ができれば、将来につながっていくことと思う。

(宮下会長)

どこへいっても二言目には地域の活性化という言葉が出るが、では具体的に何をすれば活性化できるかが、大変難しい。私も自治会を担当したり、いろいろな活動に携わってきたが、原点は人づくりにあるような気がする。人任せではなく、皆でスクラムを組んで、しっかりと手を結び、汗を流す、それが市民にも、行政にも認められて、やがて行政の手助けが得られる形になってくると一番いいと思う。下塩尻の蛍の事業も13年目に入るが、素人が無から始めて、復活させようということで努力して、自分達の費用で遠方へ視察に行ったり、講師を呼んで勉強会を開いたりして、取り組んできた。

(宮下会長)

次に進んでよろしいでしょうか。では今、都市基盤の形成、それから将来像についてということで説明をいただきました。

(小相沢都市計画課課長補佐)

将来像につきましては一応都市計画課で矢印をつけさせてもらった点がございませう、これが今までお話ししてきた中で、大事な部分かなと考えております。この部分をまとめさせていただくということでよろしいでしょうか。

(宮下会長)

特段ご意見がないようですので、そのようをお願いいたします。

(小相沢都市計画課課長補佐)

ではこの中から地域の特徴を抜粋いたまして、まとめさせていただきます。

(小相沢都市計画課課長補佐)

続きまして、3番目のこの地域に関するものでございます。

用途地域の見直し、まちづくりルールの活用、都市施設(都市計画道路)の見直しの3点が、西部地域に関する課題であります。用途地域は、住宅、工場、大規模商店、遊技場等が雑多になってきますと、非常に効率が悪く、生活環境が影響を受けたり、工場は工場で十分な機能が発揮されない、そのようなことがないように、工場はこの地域、住居はこの地域、商業はこの地域がいいですよ、というように地域の棲み分けをしながら、地域の場所を決めていく制度でございます。住居は、住居として落ち着いた環境が必要であり、商業は商業で活性化できる体制が整えられ、工場は工場で安定的な経営ができる工業環境ができるという、地域の棲み分けをすることができる制度です。大きく分けまして、住居系、商業系、工業系の3つに分かれます。その中を細分化いたしまして、12種類の用途地域に分けて、使い分けしております。

- 資料2 土地利用現況図・建物新築状況図・建物利用現況図 説明 -

(宮下会長)

将来的な用途地域の制限など、ご意見等ございましたらお出しください。

(中島委員)

塩尻地区の場合、家並みの関係については、保全という形がとられることの要望はかなり強く、そういった面の整備がある。もう一つは、環境面からいけば太郎山、千曲川などを含めた環境整備という形になるかと思う。

どちらかと言えば、工業地区というよりは住宅環境地区という形の整備の仕方になっていくのと、また重点的には商業地域というものもそれぞれ整備されていないと、全体の環境の整備もされていないのかなと思うところである。特に現段階で、どこをこうして欲しいという要望はないが、基本的には生活環境の住居関係の整備と商業地域が相まって、環境整備がなされればよいと思う。

(金井委員)

秋和の場合は、カインズホーム西側からアクアプラザの一带は、農地として確保したい地域であるが、宅地になったり、商業的なビルも立ち始めている。行政で農業地域と商業地域の区分けを明確に出していただき、規制区域を明確にしていれば良いと思う。現状として農地を真中に残して、宅地化、工業地化すると農地が歯抜けになってしまい、将来的にも課題を残すことになってしまう。この辺の問題を、もう少し文章の中で、言い表せるものがないのかなという感じがいたします。

(小相沢都市計画課課長補佐)

農地の保全の問題が出ましたが、今の場所は農振農用地の範囲に含まれているという

ことよろしいですか。

(金井委員)

そうです。

(小相沢都市計画課課長補佐)

農振農用地については、農業委員会の方で農用地として担保していくということで、管轄している部分であります。都市計画といたしましても、農用地としてしっかり守ってもらいたいという気持ちがありますので、マスタープランでも、農地は農地として守っていき、宅地はここからこの範囲までですといったことを打ち出せればと思っております。

工場跡地の利用については、周囲の環境に合った用途を考えていきたいと思いますが、そのあたりについてご意見をいただければと思います。

最初に下紺屋町の近隣商業地域に少し触れさせていただきましたが、この地域が商業系の用途地域になっているわけですが、高層マンションが建設されていることもあり、都市計画課といたしましても、このあたりは住宅地が多いことから、住宅系の用途に変更していったらどうかということで検討を進めております。そのあたりについても、ご意見をいただければ、マスタープランへ記載していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(表副会長)

下紺屋町のマンションについては、住民が不安を持っていたこともあり、反対の署名活動もしたところですが、結局はできてしまった。山洋電気の跡地や地域は違いますが、J T跡地についても、上田市の目玉である上田城の景観が損なわれるのではないかとという心配があり、それだけは止めてもらいたいと思っているところである。馬場町にも大きなマンションができて、景観が損なわれてしまい残念に思っている。ルール、規制は、街並み保全のためにも、条例化したり、皆で考えるべき問題と思う。

(小相沢都市計画課課長補佐)

最近もあちこちで高層マンションの話がある。松本市では、高さ制限を用途地域ごとに進めるとか、松本城が見える範囲は規制するとか、いろいろな規制を進めようとしている。

当市におきましても、同様の問題がございますので、マスタープランには、この地域では高さ規制をしながら、景観とか住環境に配慮していくべきだといった方針を記載していきたいと思っている。J T跡地の話が出ましたが、高さは25メートルということで、地区計画の中で決める方針で、案の縦覧が本日をもって終了したところである。跡地にあるヒマラヤ杉の高さを目安として、25メートルという案を作らせていただいております。

(藤澤委員)

秋和地区の子ども達は、室内の遊び場として児童センター等があるが、屋外で遊ぶ場

所がない。遊休地を借りて、公園として整備し使用するといった場合、わがまち元気いっぱい事業で、借地料を補助してもらうことはできるのか。

(宮下会長)

こういう意見は、新しい見方であり、考え方であると思う。即答はできないと思うが、西部地域ではそういった意見もあったということで、ご検討いただければと思います。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

賃貸借の関係ですとか、いろいろと難しい面もあるかと思いますが、十分検討しながら対応していきたいと思います。

(宮下会長)

基本的には、遊休農地の有効活用にもなるし、地域の子育て支援にもつながっていく。健康づくりにもつながり、相乗効果があると思われる。

(宮下会長)

一般的に住宅地域と工業地域が隣接すると、音、匂い、振動、工場排水等、公害 とまではいかなくとも、住環境を脅かす問題が出てくる。特にしなの鉄道沿線は、そういう諸問題がある。用途地域の見直しの中で、検討材料の中に是非入れて進めていただきたい。

(小相沢都市計画課課長補佐)

現況の土地利用をもう少し精査いたしまして、マスタープランを策定後に調査して、具体的に検討していきたい。

(小相沢都市計画課課長補佐)

それでは、時間が少なくなってまいりましたので、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(宮下会長)

どうぞ進めてください。

(小相沢都市計画課課長補佐)

塩尻地域のしなの鉄道から国道のあたりについては、何らかの土地利用の規制をした方がいいのではないかというようなことを書かせてもらっていいでしょうか。それから現在の指定している用途地域については、実情にあった形で周囲の状況を勘案しながら、用途の見直しをしていくということで、そのようなことを方針として、記載させていただきたいと思います。また、前から出ておりますように、この地域では古い街並みですとか、養蚕づくりの家屋、蛍の環境、そういうものを守っていくための基本的には住民協定がございまして、更にその上に地区計画という都市計画制度がございまして、そういうもので、地域の高さ制限から始まりまして、蚕室づくりの街並みを壊すような建物を建ててはいけない、といったようないろいろな規制をかけることができます。そのようなことにつきましても、保全のための研究をしていくということで、方針の方へ記載させていただきたいと思います。実際進める際には、地域の皆さんと充分協議しながら進め

ることになります。そのようなことを記載させていただきたいと思ひます。

一番最後になります。都市施設の見直しということで、都市計画街路について見直しを検討しております。資料 3 の都市計画道路を描いた図面をご覧ください。

- 資料 3 都市計画道路整備状況（上田西部地域）説明 -

（宮下会長）

下塩尻半過線が昭和 37 年に指定されたということであるが、指定した当時の経過が分かれば、地元住民から将来的に必要なだとか、不要だとかいう話もできる。行政の皆さんが、まちづくりの将来を展望した中で、指定した当時は、地元にある程度説明した中で進めたことであると思ひ、それを今度抹消するには、それなりの理由がないといけません。地城協議会で議論して、結構ですということに進められるということになると、非常に責任が重いような気がする。

（小相沢都市計画課課長補佐）

詳しい経過はわからないが、この当時は合併の絡みで、半過から国道に抜ける道が欲しくて計画したと思ひ。今度同じ機能を持つ上田大橋ができたので、当時の都市計画道路の代替ができたという中で、これは見直してもいいのではないかと判断でございます。見直しにあたっては、当然地域の皆様に説明を行ったうえで進めていくこととなります。当面見直しの候補として考えているということをお願いいたします。

（宮下会長）

見直しをする箇所として話があったということで、今日のところはお聞きしておくということによろしいでしょうか。

（小相沢都市計画課課長補佐）

県も同じような調査をするので、その資料なども参考にしながら私共も判断していきたい。今はこのような状況になっているということで、ご承知おき願えればと思ひます。

（宮下会長）

皆さんそういうことによろしいでしょうか。

了承

（ 3 ） 次回会議について

（宮下会長）

次回の会議について、事務局からお願いします。

（渋沢地域振興政策幹）

今年最後となります。12 月の会議ですが、会場等の都合もあり、案としてですが、12 月 19 日水曜日に開催していただければと思ひますので、ご提案申し上げます。

（宮下会長）

事務局から 12 月 19 日という案が示されましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

了承

(宮下会長)

次回の会議は、19 日水曜日午後 7 時から、場所は西部公民館ということでお願いしたいと思います。

#### 4 その他

(宮下会長)

事務局から何かございましたらお願いします。

(渋沢地域振興政策幹)

次回の会議に向けて、各分科会の代表の方にご通知申し上げて、どのように進めるのか、ご連絡申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 5 閉会

(宮下会長)

今日は大変お寒い中、貴重なお時間を割いていただきましてありがとうございました。いよいよ地域協議会の役割が具体化してきたということで、しっかり検討して、少しでも地域のまちづくりの役に立てればと思うところであります。皆様方にご協力をお願いして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。